お 知 ら せ

送信日:令和 8年 11 月 2日
送付枚数: 5枚(本状含む)

送付先：	**三重県石油商業組合/協同組合**
	各組合員 様
TEL:	
FAX:	

差出人: 大西 宏明
三重県津市羽所町700 アスト津 7階
三重県石油商業組合 / 三重県石油業協同組合
TEL:059-225-5981 / FAX:059-226-5543
E一mail :onishi@mie-sekiyu.or.jp
http://www.mie-sekiyu.or.jp

□至急！ ■ご確認ください □折り返しご連絡ください

燃料油激変緩和措置補助金の支給方法の変更について

いつも組合事業にご支援、ご協力を賜りありがとうございます。
12月の第一週～第三週にかけ、基準単価を2円、1円、1円ずつ、段階に引き上げ、第四週は据え置き、12月は、合計5円の引き上げが決まりました。
詳しくは別紙の資料を参照ください。
なお、1月以降の予定については、現段階では示されておりません。

燃料油激変緩和措置の今後の対応について

【現状】

足元補助単価	1日国費投入	累計支出額
50円超/L	**100億円超**	**約9.6兆円**

【高市内閣総理大臣 記者会見 令和８年10月29日（木）】

- **燃料油に対する支援はあくまで「激変緩和措置」**であるということや、今年の年末調整でお届けする納税者１人あたり３～６万円の「所得税」負担の軽減、来年４月以降の「飲食料品の消費税率引下げ」など、**切れ目ない物価高対策を講じたいと考えていること**を踏まえ、「電気・ガス料金」に対する支援や、**燃料油に対する「激変緩和措置」の今後の支援の「在り方」を検討**しました。
- 今後の支援にあたっては、**12月以降、「原油価格の動向」を注視しつつ、春先に向けて「基準価格」を毎月５円ずつ引き上げていくことを基本に対応**してまいります。こうした**「持続可能な制度」への円滑な移行にあたっては、「国民生活や経済活動への影響」に十分に配慮**するとともに、**「原油価格の動向」も注視**しつつ、進めてまいります。

【赤澤経済産業大臣 記者会見 令和８年10月30日（金）】

- 本措置に必要な基金規模を確保するため、先ほどの閣議において**中東情勢等対応予備費から１兆１，４５９億円**を燃料油激変緩和対策基金に措置することを決定いたしました。

支給単価の算定方法変更について

- **12月以降、「原油価格の動向」を注視しつつ、春先に向けて「基準価格」を毎月５円ずつ引き上げていくことを基本に対応する方針が決定。**
- 具体的には、**第一週～第三週にかけ、基準単価を2円、2円、1円ずつ、段階的に引き上げ、第四週以降は据え置き。**
- これに伴い、**補助金の計算式にある基準単価が引き上げに合わせて変更される。**
- 基準単価引き上げを何時まで（何ヶ月）継続する、基準単価引き上げの上限等の方針は示されず。つまり、**現状では12月は引き上げるが、１月以降については何も示されていない。**

＜支給単価の算定方法（初回12/3の場合）＞

月曜調査ガソリン全国平均小売価格	＋	前週の支給単価	＋	【週次改定】原油価格の変動	＋	【月次改定】調整単価の変動	－	【週次改定】基準単価 172円（月の変動額上限の５円まで３週にわたり上昇）	＝	支給単価（毎週改定）

※12/３(木)～の支給単価イメージ（数字は全て仮）

11/30（月）の調査価格		11/26（木）からの支給単価		原油価格の変動		調整単価の変動		基準単価		12/3（木）からの支給単価
170.0円	＋	40.0円	±	0.0円	±	0.0円	－	172円（+2円）	＝	38.0円

変更後の補助金支給単価のイメージ

【12月第１週】

11/30（月）の調査価格		11/26（木）からの支給単価		原油価格の変動		調整単価の変動		基準単価		12/3（木）からの支給単価
170.0円	＋	**40.0円**	±	**0.0円**	±	**0.0円**	－	**172円** **(+2円)**	＝	**38.0円**

①第１週は２円補助額が減額される（＝２円の値上がり要因）ため、基準価格は172円（前週比+2.0円）となる。
②第１週の２円上昇分の価格転嫁ができれば、補助額の減額は予定通り２円となる。

【12月第２週　上昇分満額価格転嫁ができた場合】

12/7（月）の調査価格		12/3（木）からの支給単価		原油価格の変動		調整単価の変動		基準単価		12/10（木）からの支給単価
172.0円	＋	**38.0円**	±	**0.0円**	±	**0.0円**	－	**174円** **(+2円)**	＝	**36.0円**

①第２週も２円補助額が減額される（＝２円の値上がり要因）ため、基準価格は174円（前週比+2.0円）となる。
②第１週の２円上昇分の価格転嫁ができれば、補助額の減額は予定通り２円となる。

【12月第２週　上昇分の半額しか価格転嫁ができなかった場合】

12/7（月）の調査価格		12/3（木）からの支給単価		原油価格の変動		調整単価の変動		基準単価		12/10（木）からの支給単価
171.0円	＋	**38.0円**	±	**0.0円**	±	**0.0円**	－	**174円** **(+2円)**	＝	**35.0円**

①第２週も２円補助額が減額される（＝２円の値上がり要因）ため、基準価格は174円（前週比+2.0円）となる。
②第１週の２円上昇分は半分の１円しか価格転嫁できなかった場合、補助額の減額は予定より1円多い3円となる。

補助金減額スケジュール（12月）

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3 **＋2円**	4	5
6	7	8	9	10 **＋2円**	11	12
13	14	15	16	17 **＋1円**	18	19
20	21	22	23	24 据え置き	25	26
27	28	29	30	31 据え置き	1/1	2